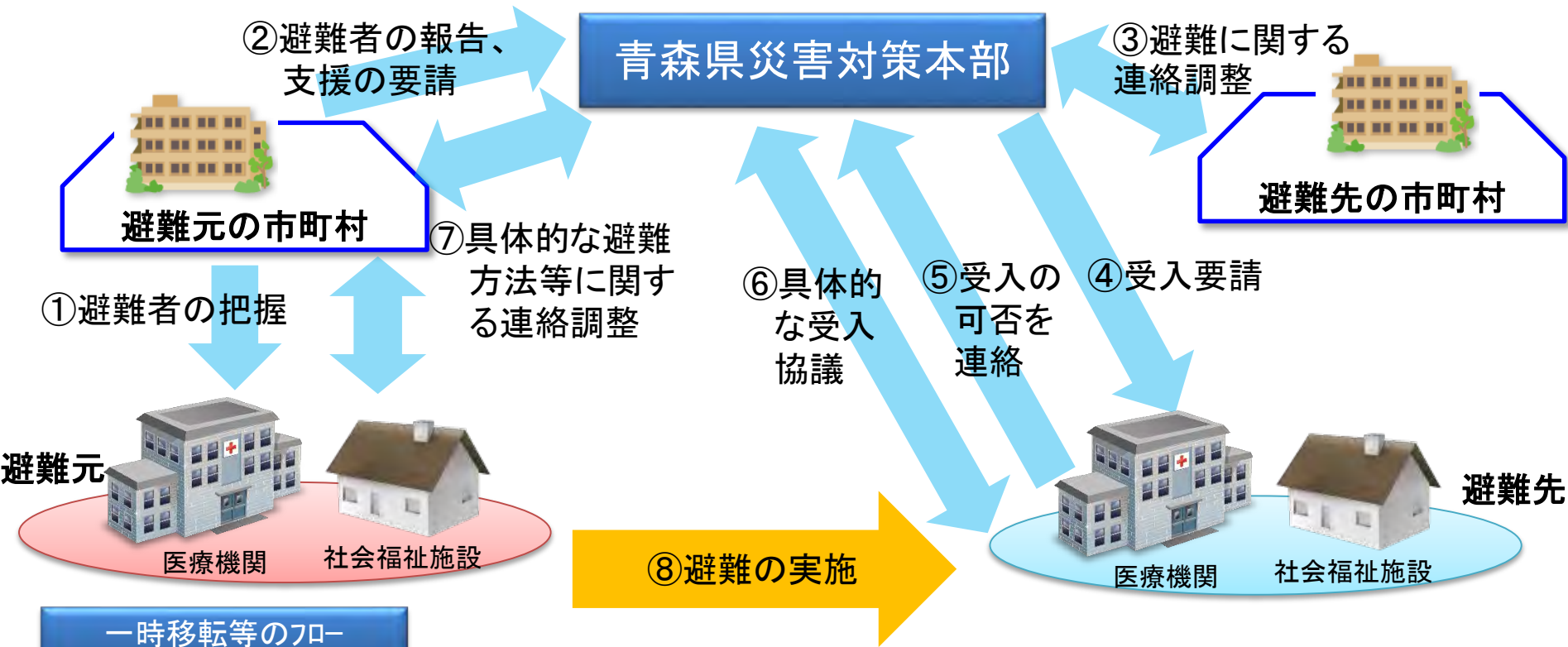


- 一時移転等の防護措置が必要となった場合、青森県災害対策本部は、あらかじめ避難先として登録されている青森市内等の医療機関・社会福祉施設等に入院患者・入所者の受入を要請。具体的な受入の協議を行ったうえ、避難元の医療機関・社会福祉施設等に連絡し、一時移転等を実施。**【P】**



一時移転等のフロー

- UPZ内の医療機関・社会福祉施設等(避難元病院等)は、東通原子力発電所で異常事象が発生又はそのおそれがあるという情報を入手した時点で、施設内に管理者を本部長とする応急対策本部を設置し、一時移転等に備えた準備を開始。
- 避難元の市町村災害対策本部は、原子力災害対策本部から受けた一時移転等の指示を避難元病院等に伝達するとともに、入院患者・入所者等に関する基本情報を把握し、県の災害対策本部に伝達。
- 県の災害対策本部は、避難先の市町村災害対策本部と連絡調整するとともに関係機関の協力を得て、あらかじめ避難先として登録されている医療機関・社会福祉施設等(避難先病院等)に対し入院患者・入所者の受入を要請し、一時移転等の準備を調整。
- 県の災害対策本部は、避難元の市町村災害対策本部を通じ、避難元病院等に対し、受入先となる避難先病院等を連絡。
- 避難元病院等は、指示に基づき、避難行動を開始。

UPZ内の学校・保育所等の防護措置【P】

- 警戒事態により関係市町村から帰宅指示が出された場合は、児童等を保護者に引き渡し、全面緊急事態の時点で引き渡しができない児童等は屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、市町村災害対策本部から一時移転等の指示が発出された場合は、教職員等は未引き渡し児童等とともに一時移転等を行い、●●●で児童等を保護者へ引き渡す。【P】
- 校長、園長等は随時、市町村災害対策本部と連携を図る。【P】



警戒事態
(例 ●●●●●●●●)

原子力
事業者

国

青森県

行政機関

関係市町村

教育機関

施設ごとの危機管理マニュアル
などによって行動開始

【P】

役割分担表に基づき教職員等を配置

帰宅指示

児童等を屋内へ誘導
(校舎内誘導)

人員確認
保護者連絡

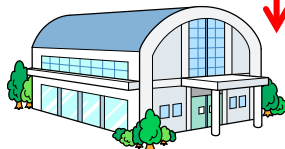
一時移転等
の指示

保護者へ引渡し



保護者

保護者へ引渡し



未引き渡し児童及び
教職員等の一時移転等

●●●●●●

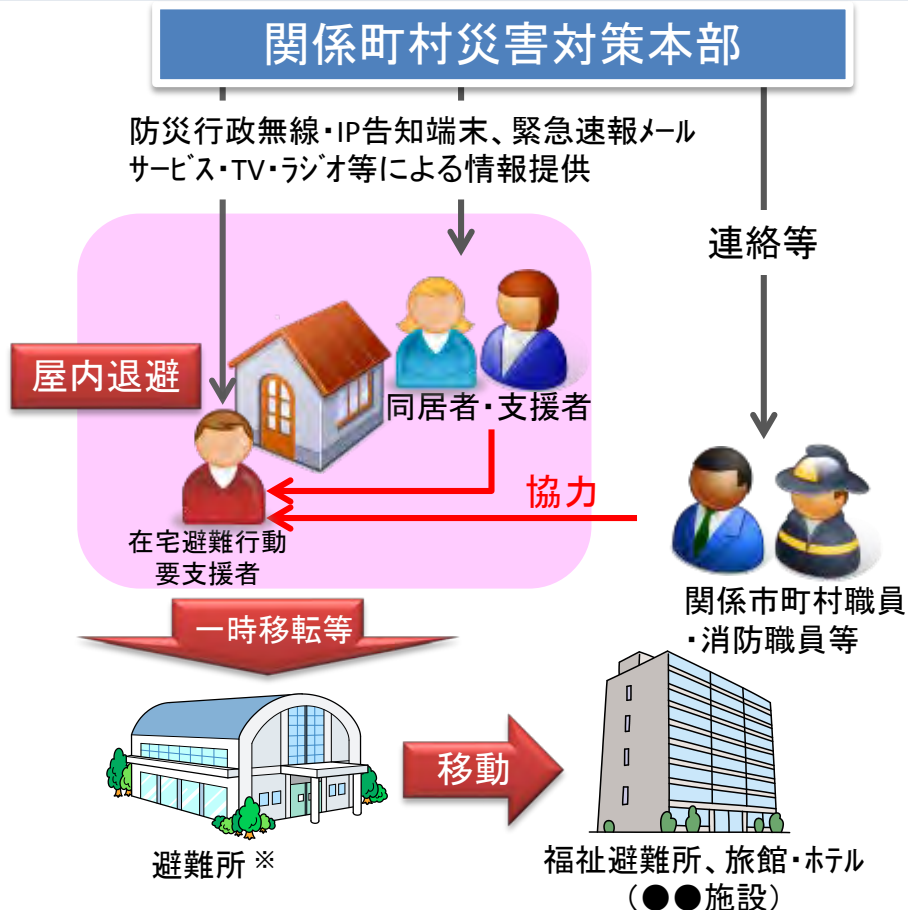
UPZ内の教育機関数

	教育機関数	児童・生徒
保育所・幼稚園等	24	●●人
小学校	13	●●人
中学校	11	●●人
高等学校	4	●●人
特別支援学校	1	●●人
合計	53	●●人

平成●年●月●日現在

UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置【P】

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や一時移転等の支援者に対し、防災行政無線、IP告知端末、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。【P】
- 連絡がとれない場合は、関係市町村職員や消防職員等が、屋内退避・一時移転等に協力。【P】
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係市町村が指定する避難所に移動。その後、関係市町村は、移動した在宅の避難行動要支援者を、健康状態に応じて福祉避難所や避難生活環境がより良い旅館・ホテルに、優先的に移動させる。【P】



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数

関係市町村	UPZ内
ひがしどおりむら 東通村	77人(●●人)
むつ市	●●人(●●人)
のへじまち 野辺地町	1人(1人)
よこはままち 横浜町	362人(●●人)
ろっかしよむら 六ヶ所村	374人(●●人)
合計	●●●人(●●●人)

※1 ()内は支援者有り。
 ※2 人数は、平成●年●月●日現在。
 ※3 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備。

※ 六ヶ所村においては、一次避難施設を経由

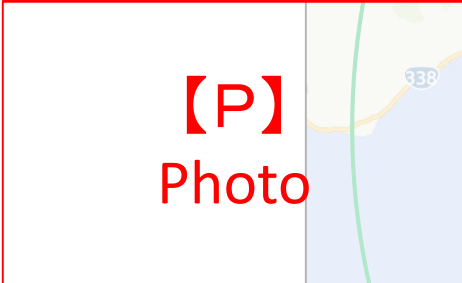
避難を行うことにより健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応等



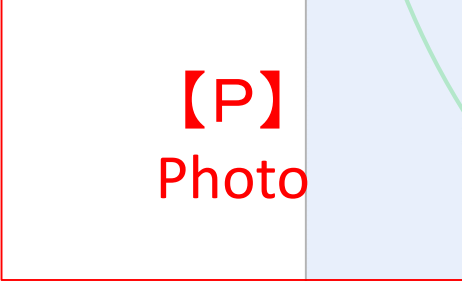
- 一時移転等が必要となった避難行動要支援者のうち、無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者については、無理な避難を行わず、放射線防護機能を付加した施設又は近傍のコンクリート建屋へ移動。**【P】**
- 発電所から概ね10Km圏内を中心に、放射線防護機能を付加した施設(4施設)を整備し、最大●●人を収容可能**【P】**
- また、これら4施設では、屋内退避者のための3日分の食料及び生活物資等を備蓄。**【P】**
- さらに、屋内退避が3日を超える事態となった場合は、●●●により食料等を供給。**【P】**

放射線防護対策施設(4施設)

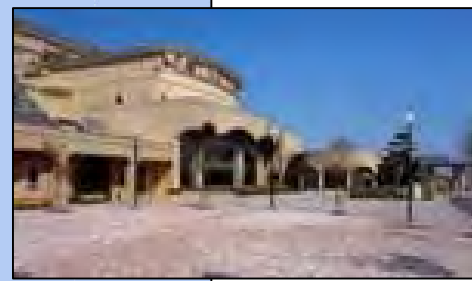
東通中学校 (PAZ兼用)
(収容可能者数: 350人)



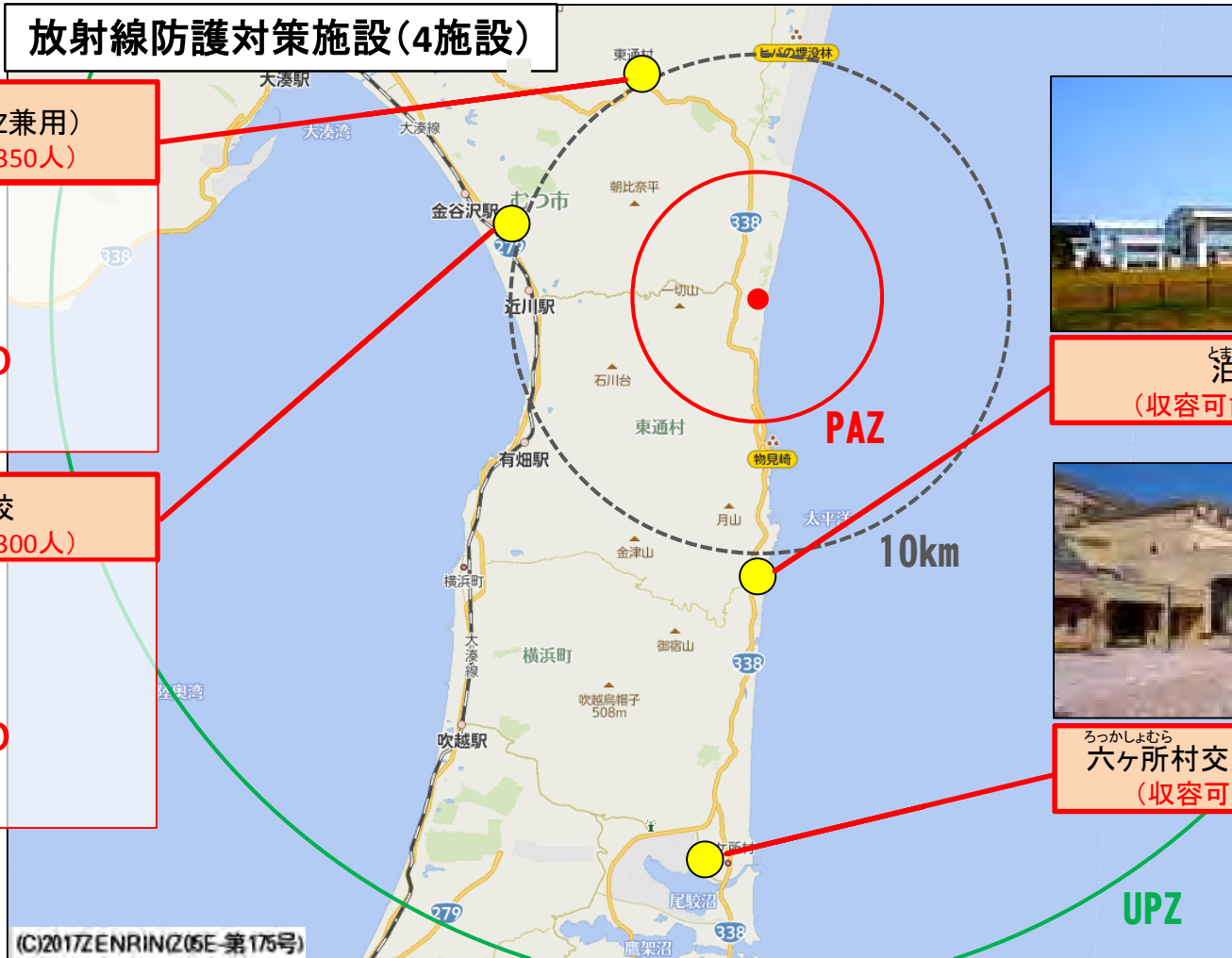
奥内小学校
(収容可能者数: 300人)



とまり小学校
(収容可能者数: 250人)



ろっかしまむら
六ヶ所村交流プラザスワニー
(収容可能者数: 254人)



(C)2017ZENRIN(05E-第175号)